

釜石市こども家庭センターについて

1 こども家庭センターとは

「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦や子育て世帯・こどもへ母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行い、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図るものです。

2 「釜石市こども家庭センター」の設置について

(1) 設置予定場所

釜石市保健福祉センター 2 階 保健福祉部子ども課内（釜石市大渡町 3 丁目 15 番 26 号）

(2) 担当部署

保健福祉部子ども課内に子ども福祉係の児童福祉担当と健康推進課の母子保健担当を統合予定

(3) 開設予定日

令和 6 年 4 月 1 日

(3) 職員配置基準

- ① 共通職員：センター長、統括支援員
- ② 母子保健機能職員：保健師
- ③ 児童福祉機能職員：子ども家庭支援員、心理担当支援員など

3 「釜石市こども家庭センター」の主な業務

(1) 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務

- ・状況・実情の把握
- ・母子保健・児童福祉に係る情報の提供
- ・相談等への対応、必要な連絡調整
- ・妊産婦及び乳幼児の健診等の母子保健事業

(2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務

- ・相談、通告の受付等
- ・合同ケース会議の開催

各家庭の情報や課題を、母子保健担当及び児童福祉担当がそれぞれの視点から共有した上で、意見交換を通じてアセスメント結果を確定し、要支援児童等に該当するかの判断や当該家庭への支援方法の検討・決定を行う。

- ・サポートプランの作成、評価、更新等

合同ケース会議での協議の結果として、要支援児童等に該当し、母子保健機能・児童福祉機能の双方の支援が必要と判断された場合には、母子保健担当と児童福祉担当が協働しながらサポートプランを作成する。

- ・サポートプランに基づく支援等
- ・子どもの発達に関する相談

(3) 地域における体制づくり

- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
- ・新たな担い手の発掘、地域資源の開拓
- ・関係機関間の連携の強化

【主な関係機関】

医療機関、児童館、教育・保育施設、学校、教育委員会、児童相談所、児童発達支援事業所など

4 児童福祉法改正に伴う代表的な新規事業・拡充事業について

(1) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。

(2) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。

(3) 親子関係形成支援事業【新規】

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

(4) 地域子育て相談機関の設置

地域子育て相談機関は、子育て家庭との接点を増やし、子育て世帯の不安解消や子どもの状況把握の機会を増やすことを目的として、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行う。